

電気工事賠償責任保険事業

万一の事故に備えて！

昨今の電気設備工事は多種多様化し、電気工事店におかれましても、施工技術・保安管理に万全を期して対処されていると思いますが、一旦事故が発生すると多大な損害と賠償額を負うこととなります。

万一の事故に備えて、危険回避するための手段として **賠償補償制度** への加入をおすすめします。

対象 **電気工事が対象**（下記参照）

※工事中および工事完成後も対象

加入費 **81,000円**（年間）
（1組合員／1事務所当たり）

補償限度額 **支払限度額**

- ・身体賠償5億円（1名／1事故／期間中）
- ・財物賠償2億円（1事故／期間中）

自己負担額 3万円

補償の対象について

対象となる工事

電気工事にかかわる
ほぼ全てを対象とします
※特殊電気工事を除く

- ◆屋外の電気設備工事
- ◆シーケンス制御、配線工事
- ◆消防設備工事、保守点検
- ◆外線、引込工事
- ◆ケーブルテレビ配線工事
- ◆光ファイバー配線工事
- ◆高圧受配電設備工事・保守点検
- ◆空調設備工事
- ◆換気装置設備工事・修理
- ◆ネオンサイン・電飾看板の設置工事・修理など

補償対象にならない工事（特殊電気工事）

- ◆鉄道施設・電車などにかかわる電気設備工事
- ◆高速・有料道路にかかわる電気設備工事
- ◆空港施設・航空機などにかかわる電気設備工事
- ◆港湾施設・船舶などにかかわる電気設備工事
- ◆大型冷蔵庫・冷蔵倉庫にかかわる電気設備工事
- ◆電気設備工事以外の工事（水道・ガス工事など）

事故の種類	補償の可否
工事中、工事後に生じた他人の身体障害もしくは財物の損壊	○
施主から預かっているものの破壊・盗難（工事中）	○
元請負人から支給された電気機器・材料を焼失・破損・盗難（工事中）	○
地下埋設物の損壊	○
工事中に起こった水もれにより他の財物に与えた損害	○
工事に起因する火災	○
コンピューター・自体への損害（間接損害を除く）	○
自動車の所有・使用・管理に起因する損害（冷蔵庫を自動車で運搬中に破損させるなど）	×
●仕事の目的物自体の破損 ●作業対象物自体の損壊 ●仕事の欠陥による事故での工事のやり直し費用	×

こんなときは
「組立保険」！

例

エアコンを
床に落とした

	床	エアコン
賠償	○	×
組立	×	○

組立保険の
ご用命は関電協
大阪事務所へ